

パブリックコメント「南相馬市手話言語条例の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例の制定」に寄せられた意見と市の対応方針

○募集期間 : 令和2年12月1日(火)から令和2年12月20日(日)までの20日間

○意見総数 : 8件(3名)

No	項目	意見等(要約)	市の考え方
1	第2条(定義)	第2条(6)に「要約筆記奉仕員」を入れて欲しい。 要約筆記者だけでなく、要約筆記奉仕員もある。	ご意見のとおり、第6号 コミュニケーション支援者の定義に、「要約筆記奉仕員」を追加します。
2	第2条(定義)	「要約筆記奉仕員」を入れるべきと考える。	
3	第3条(基本理念)	語尾を「なければならない」としているが、理念は通常1人称でその意志、思いを明確に示すものであり、「・・・する」とすべきである。 (1)は「推進する」又は「推進するものとする」とし、(2)は「行う」又は「行うものとする」となると思う。	基本理念の語尾については、関係団体等の意見を取り入れて、「なければならない」としています。 この理念が広く市民に普及されるように努めてまいります。
4	第4条(市の責務)	第1項「推進するものとする」を「推進しなければならない」とし、第2項「行うものとする」を「行わなければならない」とすべきではないか。	他の条文と合わせて「ものとする」としていません。 この条文に基づき、各施策の推進と、コミュニケーション支援に関する合理的な配慮を実施してまいります。
5	第9条(学校における手話等の普及)	2項として「学校等の設置者は、学校等において手話を必要とする幼児、児童、生徒又は学生がいる場合に、必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとする。」を追記すべきではないか。	ご意見を踏まえ、第9条第2項に、「市は、学校において手話等を必要とする児童又は生徒がいる場合に、必要な支援を受けられるよう努めるものとする。」と規定いたします。

No	項目	意見等（要約）	市の考え方
6	総論（その他）	<p>手話を使う人達（団体）に、被災地を観光ガイドとして案内したことがあるが、団体が手配した手話通訳者は、福島市から来た方で、少し残念な気がした。</p> <p>自分でも手話を独学で勉強してみたが、実際に手話で表現できたのが「ありがとう」の一言だった。手話は難しく、簡単には使えないと感じた。</p> <p>震災後、観光ボランティアガイドとして携わる中で、聴覚障がい者の方もいたが、数名の方と簡単なジェスチャーと筆談でコミュニケーションをとっていた。私も筆談をメインにしてコミュニケーションを取ることができた。聴覚障がい者として特別な態度で接することなく、健常者と同じく係わったが、特に違和感はなかった。</p> <p>以上から、普通の人々が急に手話を使って聴覚障がい者とコミュニケーションを取るのには、難しいことだと思う。ただ、筆談を使って、相手の言いたい事を聞こうとする気持ちがあれば、何とかコミュニケーションは取れるように思う。</p> <p>また、専門知識を必要とする場所（病院、行政など）には、より専門知識を持った手話通訳者が必要になると思う。一歩進んで障がい者の気持ちを伝えられるような通訳者を育成すれば、よりよくなると思う。</p>	<p>ご意見のとおり、コミュニケーションには、音声言語や手話だけでなく、身振りや筆談など、多様な手段があります。障がい者のコミュニケーション手段の理解を深め、障がいの有無に関わらずコミュニケーションが図れるように、本条例の啓発等に取り組んでまいります。</p> <p>また、手話通訳者の設置は課題と捉えていますので、県や関係機関と協力して、手話通訳者の養成についても取り組んでまいります。</p>
7	総論（その他）	<p>停電時、公的場所で「自家発電」に切り替わる場所の「一覧表」があると良い。ろう者は、停電時には非常灯の下に集まって話し、外では街灯の下に集まって話しをする。</p> <p>手話が見えないからです。声は聞こえません。ろう者は目が命です。情報を得るために必要です。</p>	<p>一覧の提供については、関係課と調整いたします。</p> <p>なお、災害時に避難所等が停電となっている際には、発電機や懐中電灯等により、聴覚に障がいがある方でもコミュニケーションが取れるように配慮いたします。</p>
8	総論（その他）	<p>毎月の広報に手話を「一単語」載せて欲しい。</p> <p>手話がどんなものか皆さんに知ってもらいたいので、皆さんの目に触れる機会を作って欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり掲載できるように、調整して行きます。</p>